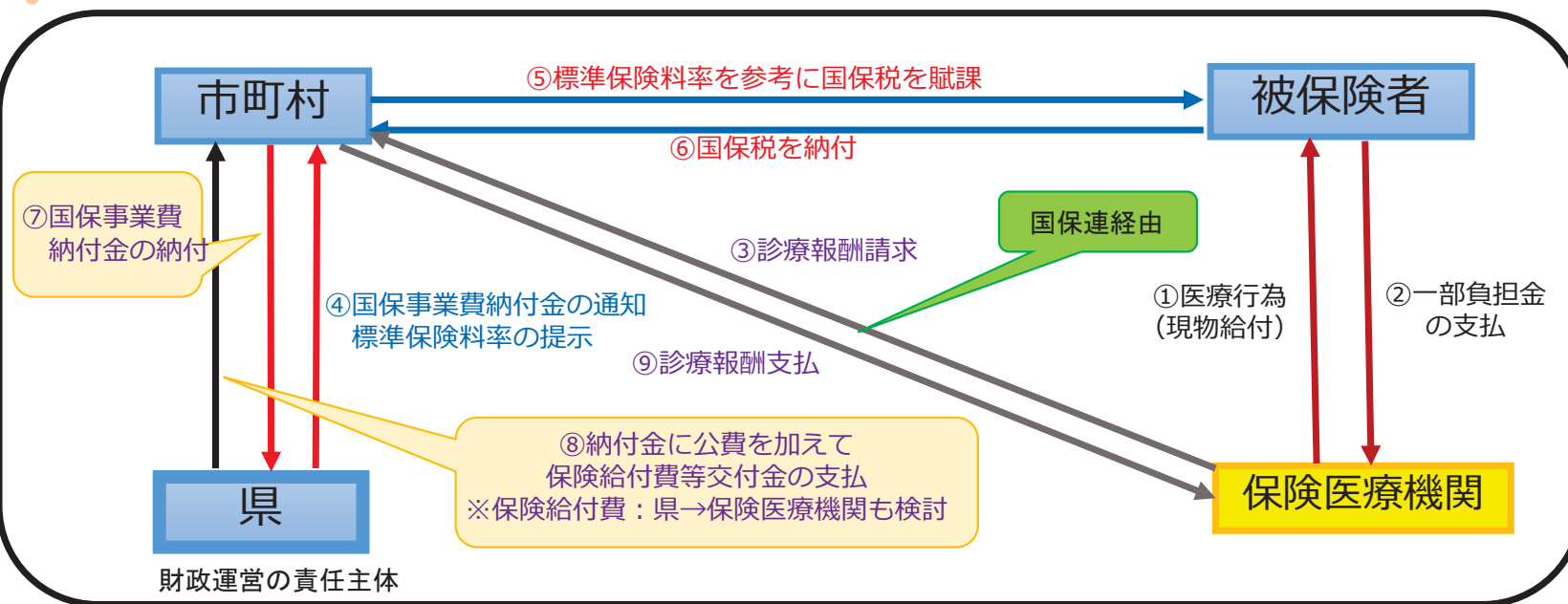


国保事業費納付金・ 標準保険料率の 算定方法について

平成 29 年 3 月 27 日
福島県保健福祉部国民健康保険課

1 国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）について

(1) 国保改革後の財政運営の仕組み 平成30年度～



【国保事業費納付金】
 県が、市町村への保険給付費等交付金等に要する費用に充てるための市町村からの納付金。

【保険給付費等交付金】
 市町村が保険給付に要した費用への交付金。

【標準保険料率】
 県が、国保事業費納付金をもとに算定した保険料率であり、これには、市町村が決定する国保税率の参考となる市町村標準保険料率と、県全体の県標準保険料率がある。

【保険料】
 市町村が、国保事業の費用に充てるため被保険者の属する世帯の世帯主から収納するもの。
 本県では、59市町村全てにおいて、保険料としてではなく、国民健康保険税として賦課・収納している。
 国保税の内訳は、保険給付費に充てる医療分、75歳以上の後期高齢者の医療費に充てる後期高齢者支援金、そして介護費用に充てる介護納付金からなる。

(2) 29年度国保事業費納付金の試算フロー

① 試算の目的

平成30年度より、国民健康保険の財政運営の責任主体が県に移管することに伴い、市町村が被保険者より国保税を収納し、県に納付する国保事業費納付金（以下、「納付金」という。）制度が導入されることになった。

今回の試算は、29年度に納付金制度が導入することを仮定し、28年度の市町村が収納すべき保険料（以下、「市町村保険料」という。）との比較による影響を把握し、今後市町村との納付金の算定方法について協議をするための基礎資料である。

②市町村保険料と納付金の比較

【 ⑳市町村保険料(推計)】

単年度赤字
法定外繰入
国保税軽減総額
国保税収納総額

保険料として
収納すべき金額

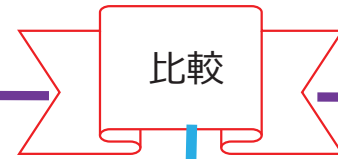
【㉑収納必要額(見込み)】

特別調整交付金等の市町村個別の公費
当該市町村の 納付金 (国保税軽減総額を含む)
保健事業などの国保税を財源とする経費

国保税収納
必要総額

【保険料として収納すべき金額】
国保税収納総額 + 低所得者向け法定の国保税軽減分 + 法定外繰入金(赤字補填・市町村独自の国保税緩和分) + 単年度赤字。

※第2回試算時点



当該市町村の被保険者数

当該市町村の被保険者数

1人当たりで比較
激変緩和措置の検討

③納付金必要総額

市町村が県に納付する納付金総額

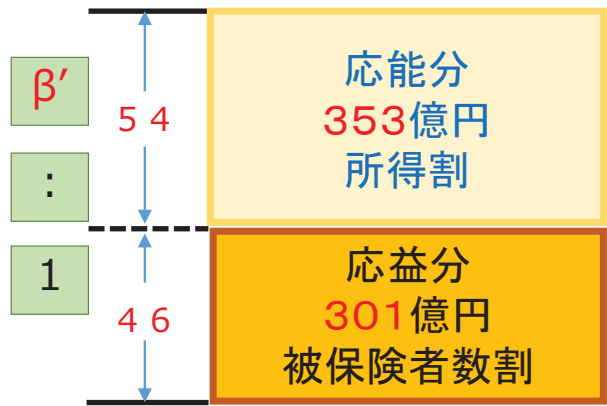
県全体費用(推計)

納付金総額
654億円

医療分	公費 906億円	納付金 467億円	1,373億円
後期高齢者 支援金分	公費 118億円	納付金 131億円	249億円
介護納付金分	公費 52億円	納付金 56億円	108億円

④ 応能分・応益分へ按分

納付金総額
654億円



所得係数 $\beta' = 1.165$
 (27年度実績の応能・応益比となる値)
 (参考: 所得係数 $\beta = 0.951$)

当該市町村の所得 / 全県の所得総額 (所得のシェア)

※所得総額のシェアが高い市町村は多く配分

当該市町村の被保険者数 / 全県の被保険者数 (被保険者数のシェア)

当該市町村の世帯数 / 全県の世帯数 (世帯数のシェア)

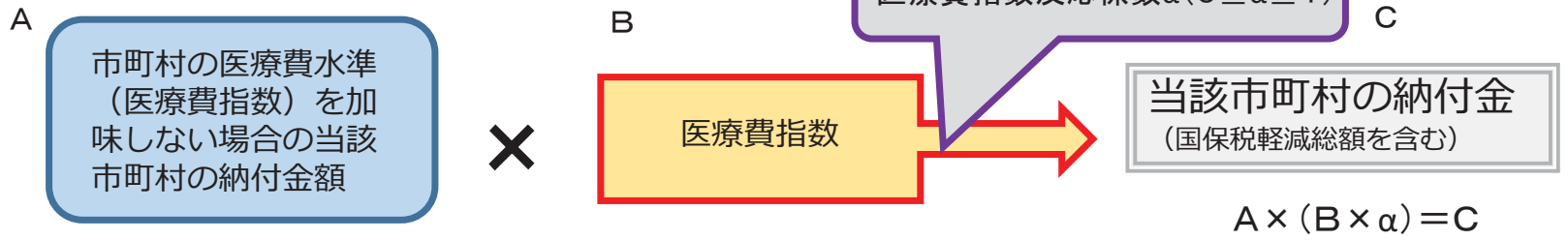
※人数: 世帯数を7:3で評価して按分

【医療費指数反応係数 α 】
 医療費指数をどれだけ反映させるかを調整する係数 ($0 \leq \alpha \leq 1$)
 $\alpha = 1$ 医療費指数を納付金配分に全て反映
 $\alpha = 0$ 医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。
 【医療費指数】
 当該市町村の被保険者の年齢補正後の1人当たり医療費と全国平均を比較し、全国平均を1とした場合の医療費を指数化したもの。

【所得係数 β 】
 所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、全国平均と比較した県の所得水準に応じて、国が設定する。平均的な所得水準の都道府県は1となる。(応能分: 応益分 = 1:1)
 <応能分>
 市町村の納付金の負担能力に応じて配分する金額。
 <応益分>
 被保険者数に応じて配分する金額。
 本県の平成28年度の所得係数は、約0.951ですが、当該係数を使用すると、応益分の納付金が大きくなりそれをもとに算定した市町村標準保険料率でも均等割が相対的に高くなるため、現在の国保税率との乖離が生じる。そこで、県が現行の市町村の応益分に対する応能分の割合 β' を使用することにより、激変を緩和する。

⑤ 医療費指数の反映

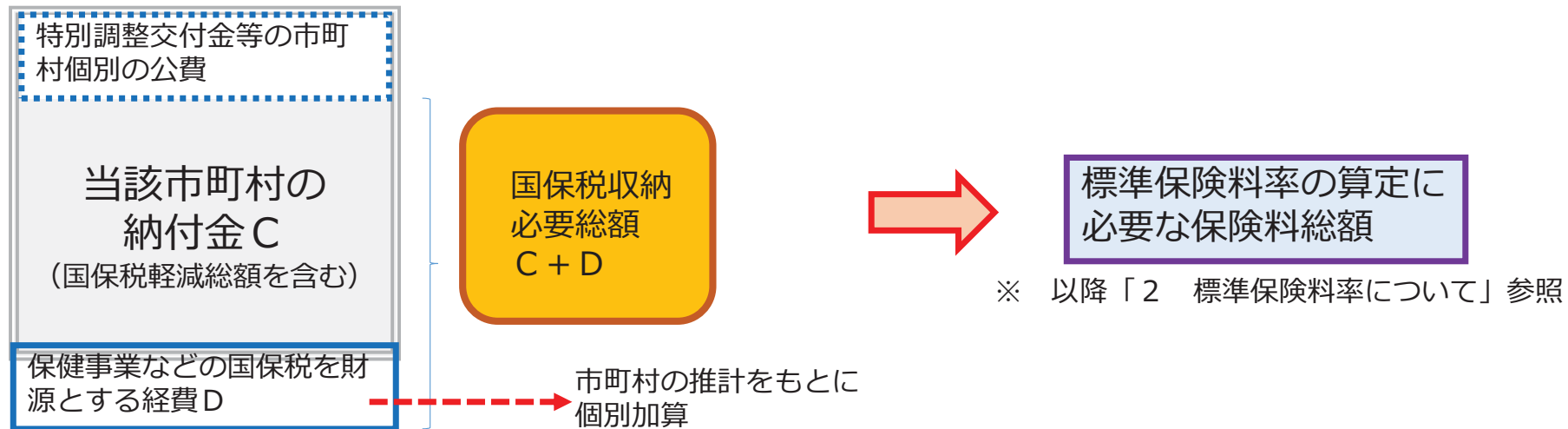
※医療分のみ



例えば、 $\alpha = 1$ (医療費指数を全て反映→市町村間の負担の公平性) の場合
 医療費指数が1を超える市町村は納付金が高くなり、反対に、医療費指数が1を下回る市町村は納付金が低くなる。(→市町村の医療費水準に合わせた納付金の配分)

⑥市町村ごとの個別経費を加算

【②納付金（見込み）】（再掲）



(3) 国保事業費納付金の試算結果

①試算にあたっての諸条件

- 医療費反応係数 $\alpha = 1$ （市町村の医療費水準に見合った納付金の配分）
所得係数 $\beta' = 1.165$ （27年度の応能：応益の割合どおりの納付金の配分）
- 納付金の按分方法→3方式
応能割（所得総額のシェア）：応益割（被保険者数のシェア $\times 0.7$ + 世帯数のシェア $\times 0.3$ ）
- 平成29年度の市町村における経費等の推計方法については、県全体の統一的な手法を用いず、市町村ごとにこれまでの算出方法で行った。→30年度推計においては一定の方針による推計を行う。

②試算結果の概要

(被保険者一般分のみ 退職者分は含んでいない。)

ア 課題

- ◎原子力発電所事故による医療費の無料化に措置に伴い、市町村の医療費指数の格差が最大約2倍弱
最大：1.667 最小：0.852

イ 試算結果

★ 1人当たりの比較

・29年度収納必要額 (見込み) 119,332円 A

※30年度からの国保への財政基盤の拡充策(5,000円/人)は加味していない。

・28年度市町村保険料(推計) 120,981円 B

・比較(A-B)(伸び率) ▲1,649円(▲1.4%)

★ 市町村ごとの状況

・試算で増加した市町村数 20市町村(増加率最大:69.6%増)

・試算で減少した市町村数 39市町村(減少率最大:35.7%減)

ウ 納付金制度導入により、金額に差異が生じている主な要因

- ・医療費指数が高い。
- ・保険財政共同安定化事業から納付金制度への転換により、28年度と比較して国庫負担の割合が下がった。
- ・納付金制度導入により、28年度と比較して前期高齢者交付金の割合が下がった。
- ・納付金の応能割の比重が高まったため、一人あたり所得の高い(人数のシェアより所得のシェアが高い)市町村の納付金が上がる。

【被保険者退職者分】

被用者保険を退職した被保険者のこと。退職者分の医療費は、被保険者一般分と同様の保険料と被用者保険からの拠出金で賄われる。

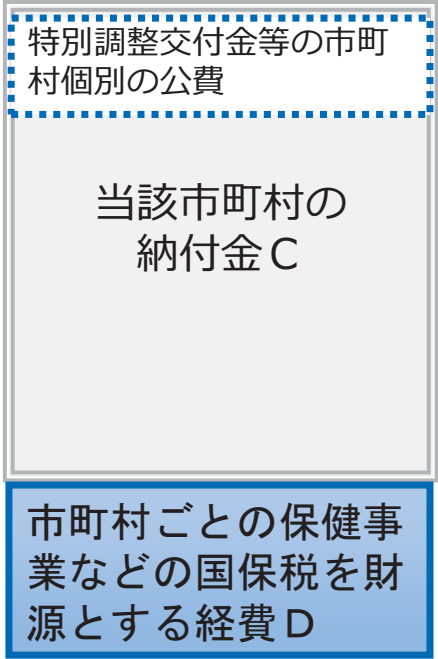
【前期高齢者交付金】

前期高齢者(65歳~74歳)の加入率に応じた保険者間の財政調整が行われており、被用者保険を退職した方々が多く加入している国保への他保険者からの交付金。

2 標準保険料率について

(1) 市町村標準保険料率の算定方法 (概要)

【標準保険料率】
県が、国保事業費納付金をもとに算定した保険料率であり、これには、国が定める算定方式による都道府県標準保険料率と県が定める算定方式による市町村標準保険料率と、市町村の算定方式による標準保険料率とがある。



市町村が国保税として
収納すべき金額 +

当該市町村の
収納率反映分 E

=



収納率を高く設定するとEは少なくなる（保険料率が低い）が、低く設定するとEは大きくなる（保険料率が高い）。

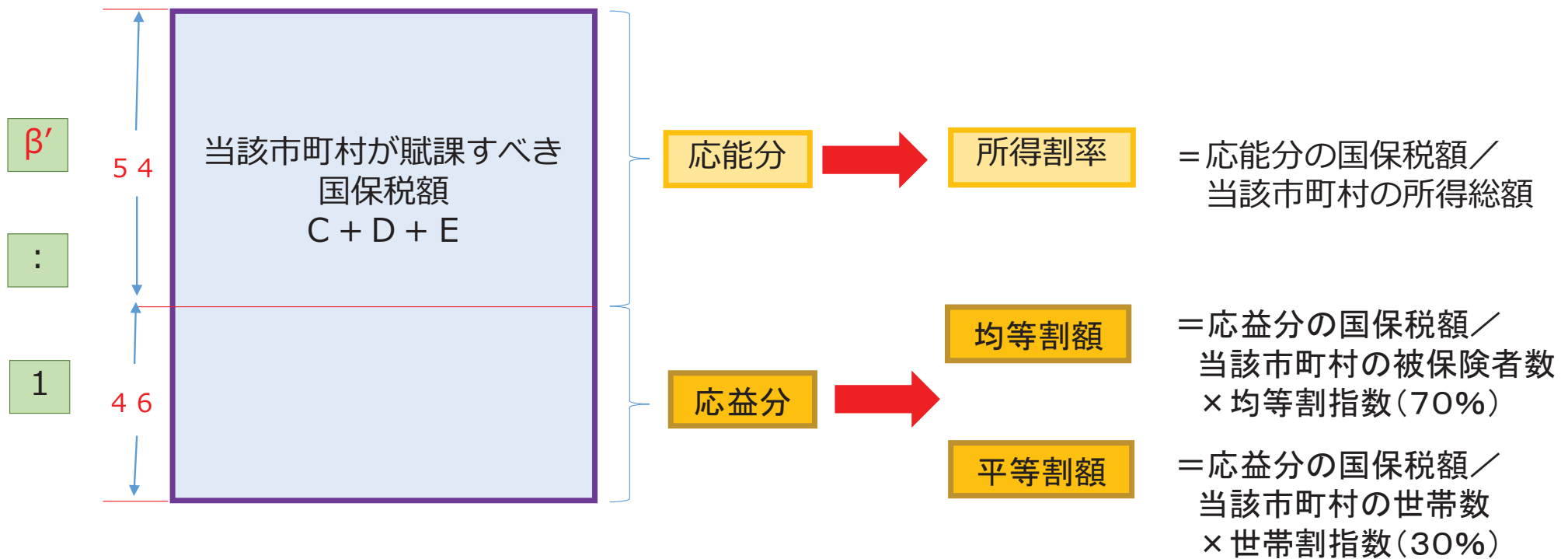
【計算例】
市町村が国保税として収納すべき金額：9億円
市町村の収納率：90%
→賦課すべき国保税額：10億円
※市町村の収納率
・・・24年度～26年度の3箇年の平均を基本とし、国が定める収納率に満たない市町村は3箇年のうち最高の率→29年度算定からは被保険者規模別の収納率

県→市町村

市町村標準保険料率【3方式(所得割・均等割・平等割)】
市町村独自の算定方式による標準保険料率

市町村は、県が示した市町村標準保険料率、或いは市町村独自の算定方式による標準保険料率を参考に、被保険者に国保税を賦課

(2) 市町村標準保険料率の算定方法 (詳細)



※各指数は、国民健康保険法第29条の7第2項を基準に指数化したもの。

<計算例>

A市の納付金が1,000万円、所得総額が5,400万円、被保険者数460人、世帯数230世帯とし、A市の課税方式が3方式の場合

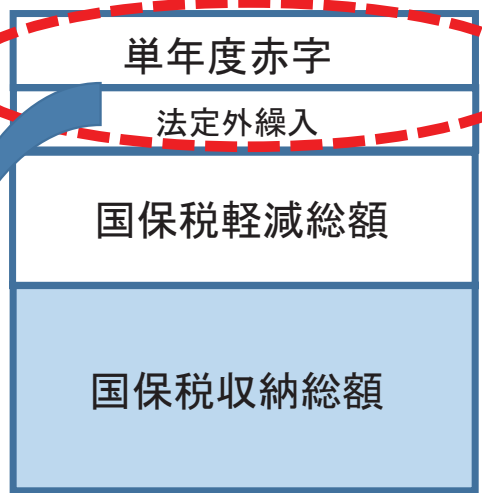
- 所得割 応能分540万円 / 所得総額5,400万円 × 所得割指数100% = 10%
- 均等割額 応益分460万円 / 被保険者数460人 × 均等割指数70% = 7,000円
- 平等割額 応益分460万円 / 世帯数230世帯 × 平等割指数30% = 6,000円

(3) 納付金と市町村標準保険料率の差異

市町村保険料と納付金の比較（再掲）

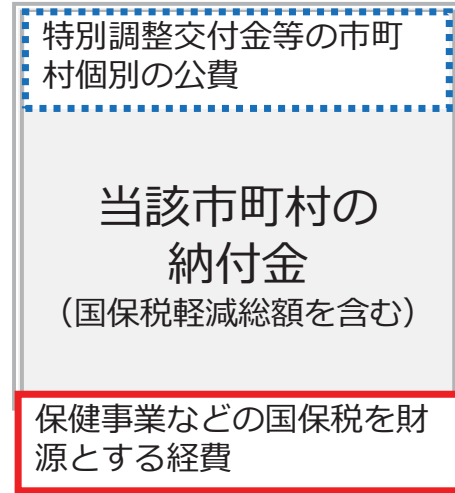
※第2回試算時点

【⑳市町村保険料（推計）】



保険料として
収納すべき金額

【㉑納付金（見込み）】



国保税収納
必要総額

【保険料として収納すべき金額】
国保税収納総額 + 低所得者向け
法定の国保税軽減分 + 法定外繰入
金（赤字補填・市町村独自の国保
税緩和分） + 単年度赤字。

比較

当該市町村の被保険者数

当該市町村の被保険者数

1人当たりで比較

激変緩和措置の検討

国保税率には反映されていないが、標準保険料率には反映
国保税（医療分） < 標準保険料率
※本来、保険料として収納すべき金額と納付金と見合う国保税収納必要総額を比較しているために、差異が生じている。

標準保険料率とは

国保財政を運営するにあたって、必要な公費と保険料で賄える理想的な保険料率とも考えられる。

標準保険料率をそのまま国保税率とした場合、激変が生じるため、法定外繰入等の縮小をはかるとともに、30年度からの財政基盤の拡充策（全国1,700億円）を活用して、改善を図る必要がある。

3 激変緩和について

(1) 激変緩和とは

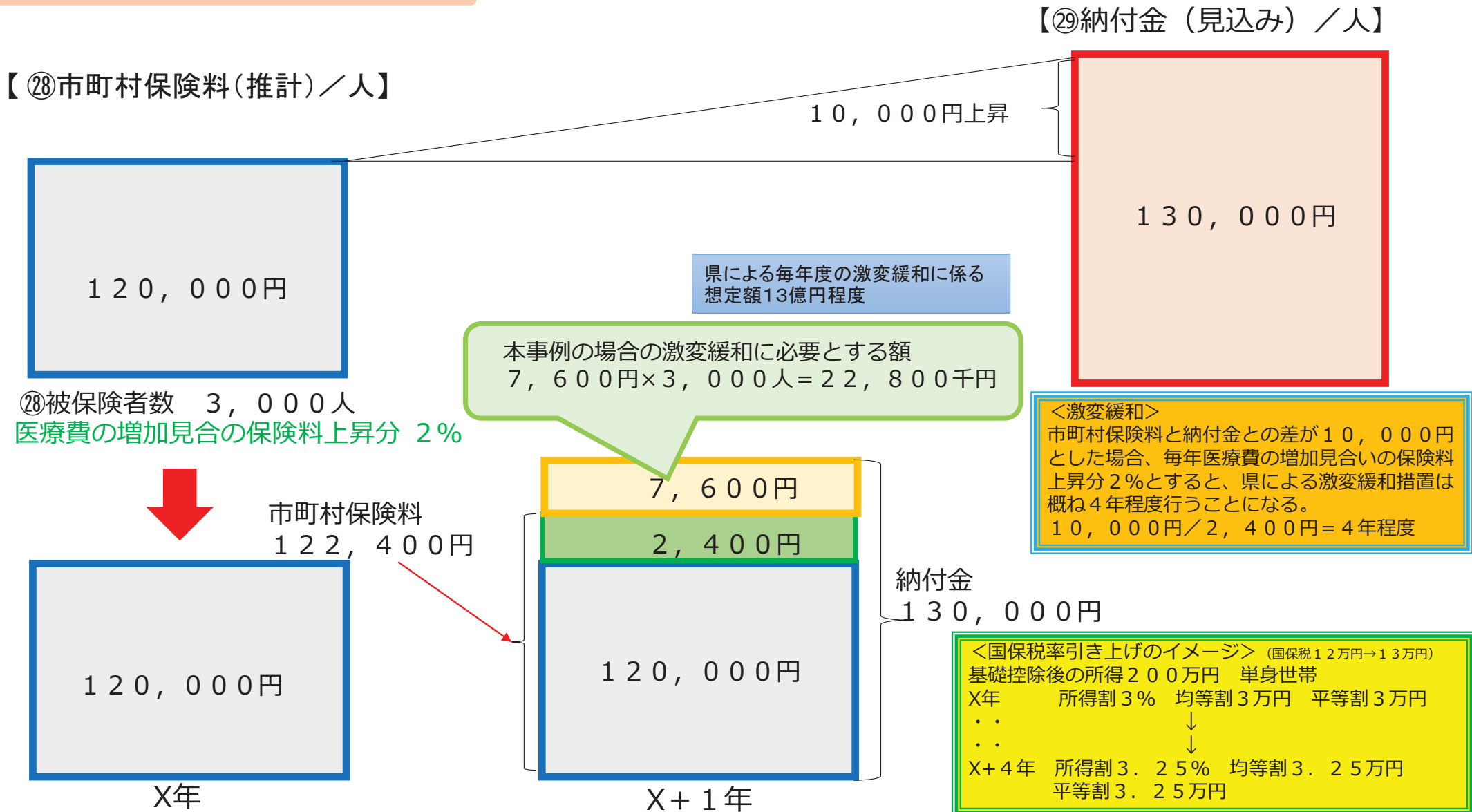
【国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）】

○ 納付金の配分は各市町村の保険料水準に大きな影響を及ぼすこととなる。・・・3,400億円の財政支援等の拡充により財政基盤の強化が行われるため、国保全体においては、保険料の伸びは抑制されることとなるが、個別の自治体で見た場合には、各都道府県の定める納付金の算定によっては保険料上昇が生じる可能性がある。その場合にも急な保険料上昇となることがないように、激変緩和措置をとる必要があり、都道府県繰入金（2号分）を用いて、各市町村の納付金額の調整を行うこととする。

※ ・・・激変緩和については、納付金の仕組みの導入や納付金の算定方法の仕組みにより、「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」が変化する場合を示している。法定外一般会計繰入については、計画的・段階的に縮小することが求められているが、こうした「一般会計繰入の解消を原因とした1人あたり保険料額」の変化については一般会計繰入を実施していない自治体との公平性の観点から、都道府県繰入金による激変緩和措置の対象とすることは予定していない。同様に、財政調整基金の取り崩しや前年度からの繰越金等により保険料を引き下げている場合において、こうした取り崩しや繰越金の影響による1人あたり保険料額の上昇については、激変緩和措置の対象としない。

(2) 激変緩和のイメージ

※第2回試算時点



4 来年度の算定方式について（まとめ） ※現時点

(1) 配分方式

… 納付金・標準保険料率ともに3方式とする

(2) 医療費反映係数 α

… “1”とする(医療費水準を納付金に反映させる)

(3) 所得係数 $\beta(\beta')$

… 前年度実績の応能・応益比と同じになる β' とする

	医療分		後期分		介護分	
	応能	応益	応能	応益	応能	応益
応能・応益比	53.8	46.2	54.2	45.8	53.8	46.2
β'	1.1648		1.1818		1.1656	

(4) 賦課割合

…

所得割	均等割	平等割
$\frac{\beta'}{1 + \beta'}$	$\frac{0.7}{1 + \beta'}$	$\frac{0.3}{1 + \beta'}$

※市町村標準保険料率の場合

(5) 納付金に含める保険給付費の範囲

… 任意給付である「出産育児一時金」及び「葬祭費」についても、標準化に伴い含めることとする

(6) 高額医療費負担金等

… 個別市町村ごとに実績に応じて差し引くこととする

5 激変緩和の今後の検討について

1 平成28年度の試算時のこれまでの対応

激変緩和については、市町村ごとに28年度の被保険者(一般分)一人当たりの収納必要見込額と、29年度に納付金制度が導入されたことを仮定した一人当たりの保険料額 e とで比較し、保険料の伸びを震災以降の一人当たりの医療費の伸び率の平均である3.3%とし、それを超過した市町村を対象に3.3%の水準まで押し下げるために必要な金額を県繰入金(2号分)で対応する激変緩和措置を行った。

2 国の状況

2月の国のWGでは、市町村ごとの国保税を財源とする予算の見込み方にバラツキがあることで市町村間の不均衡が生じる可能性があることから、以下の検討がなされている。

(1) 納付金額の算定年度と比較するのは、決算が確定している2年前の数値を用いる。

(例) 30年度の納付金算定と比較するのは、28年度となる。

(2) 激変緩和の対象は、一人当たりの納付金額 d を用いることも可能とする。

3 次年度に向けた検討課題

(1) 対象を一人当たりの保険料額 e とするのか、一人当たりの納付金額 d とするのか。

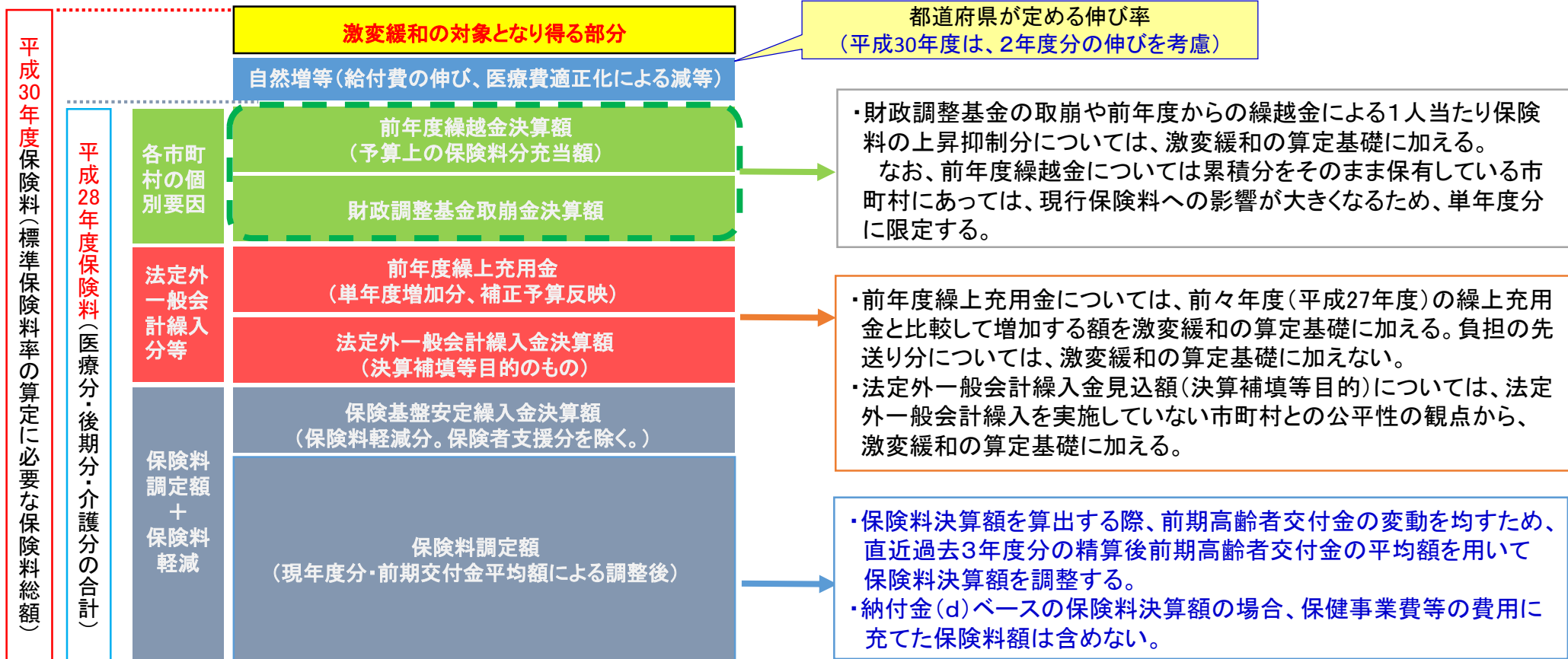
(2) 決算が確定した2年前の数値と比較する場合、保険料の伸びについては、震災以降の一人当たりの医療費の伸び率の2年分(例えば、 $3.3\% \times 2$ 年)とするかどうか。

(3) 激変緩和に要する金額(県繰入金)が多額となると、保険給付費を差し引く公費が下がり、市町村ごとに納付金が上がってしまう恐れがある。

見直し(案)③ 激変緩和の考え方(丈比べする1人あたり保険料額の算定)

参考
国第43回WG
(29/2/15)
資料4-1抜粋

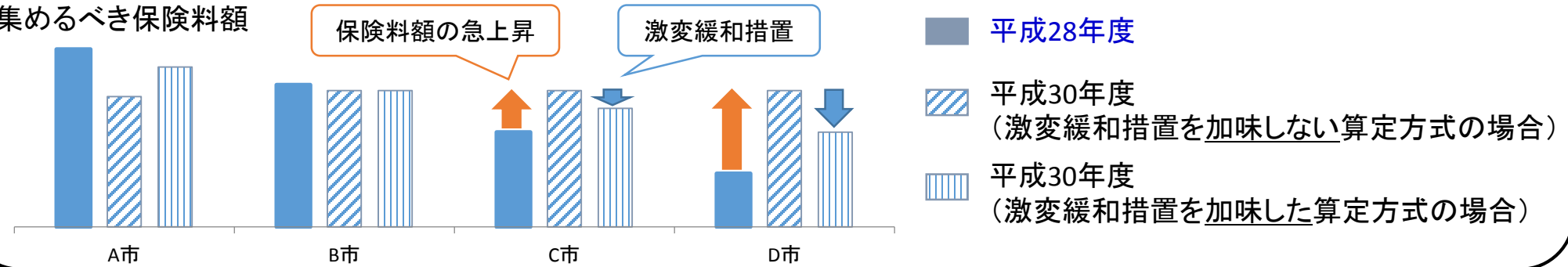
- 納付金の仕組みの導入や納付金の算定方法の仕組みにより、一部の市町村においては、「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」が変化し、保険料が上昇する可能性がある。都道府県は、市町村から、**前々年度決算に基づく保険料収納必要額の提出を求め、納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握した上で、必要な激変緩和措置を検討する。**
- 激変緩和措置の検討にあたっては、納付金の仕組みの導入前の、「被保険者1人当たりの**保険料決算額(e)**」(※)と丈比べし、各市町村の実質的な負担の変化を見て、激変緩和の必要性を判断することとしていた。しかし、**市町村毎に予算の見込み方にばらつきがある点や納付金の仕組みの導入等による影響を適切に把握する観点から、国保運営方針の定めにより、激変緩和の丈比べを「被保険者1人あたりの納付金額(d)ベースの保険料決算額」で行うことも可能とする。**
(※)後期支援金等分、介護納付金分も、市町村間の所得水準の調整によって、激変が生じる可能性があるため、**医療分、後期支援金等分、介護納付金分の合計額**で丈比べを行う。



激変緩和措置のイメージ

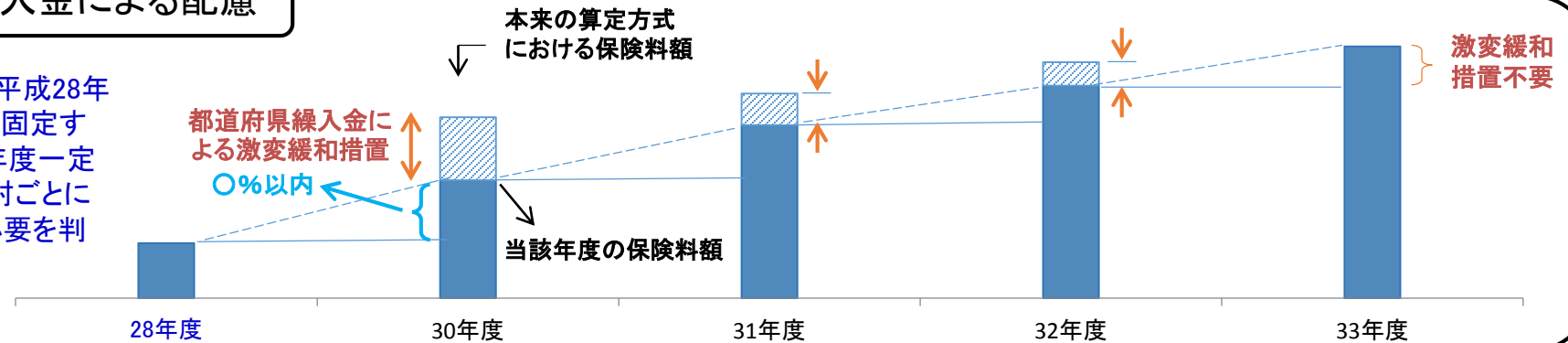
ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α ・ β 等の設定による配慮

集めるべき保険料額



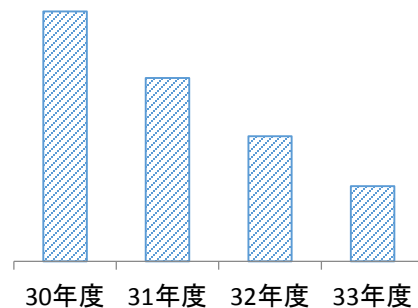
イ. 都道府県繰入金による配慮

激変緩和の起点は、平成28年度の保険料決算額で固定する。都道府県は、毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する(P)。



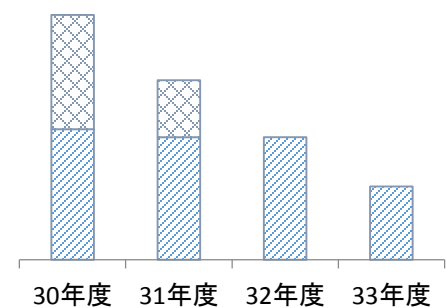
ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



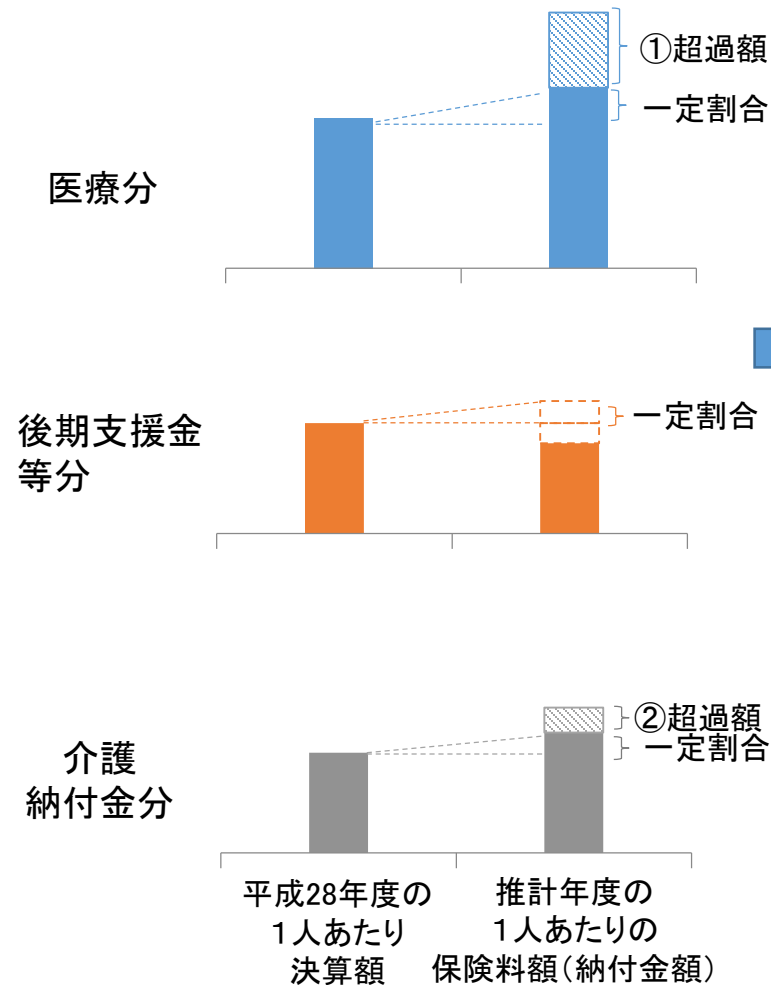
都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用する。

⇒各都道府県の状況に応じ、適切な規模を適切な年度に繰り入れ



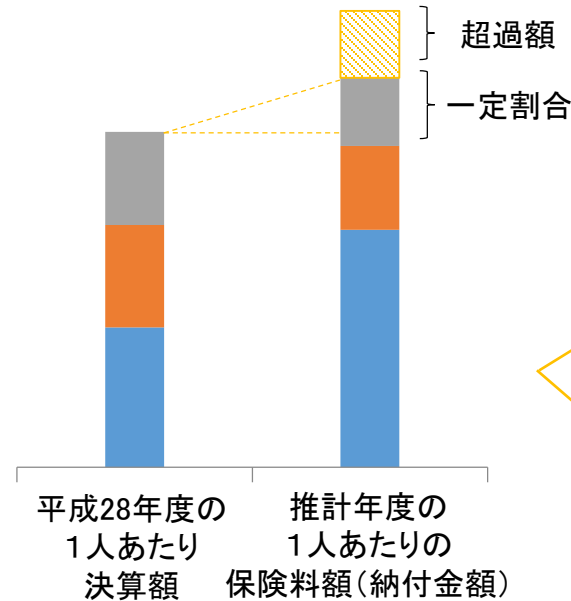
激変緩和の丈比べ計算の流れ(案)

1) 都道府県は、**毎年度**、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分**それぞれについて一定割合を定め**、市町村ごとにそれぞれ1人あたりの平成28年度保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

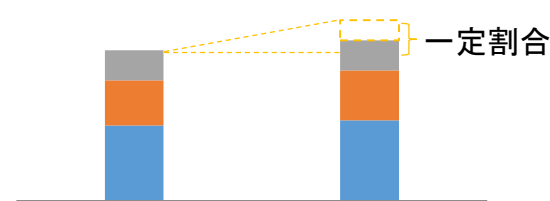


2) 都道府県は、**毎年度**、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を**合算額**に対する**一定割合を定め**、平成28年度の1人あたり保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

(合算額が超過する場合)



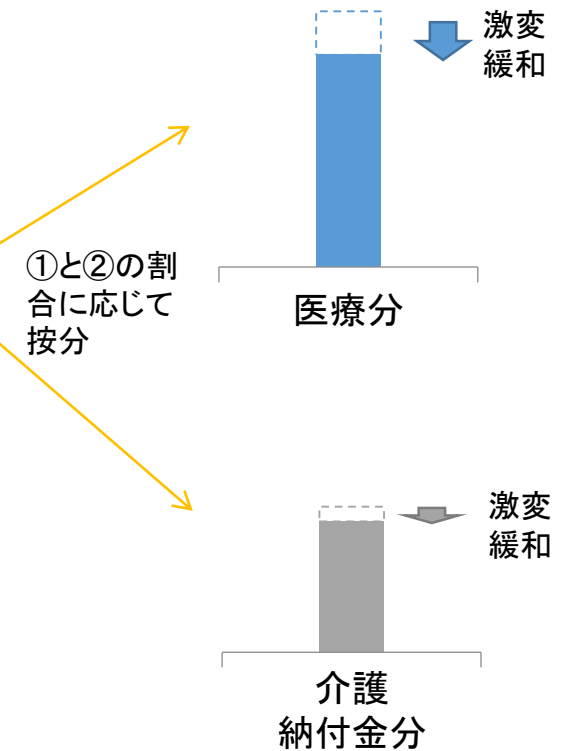
(合算額が超過しない場合)



激変緩和の対象から除く。

3) 都道府県は、**2)の一定割合超過額を1)の超過額に応じて比例按分し**、**2)の一定割合を超過しないよう**、各保険料分に対する都道府県繰入金額(2号分)による**激変緩和分の額を算出**。

都道府県繰入金は納付金額(d)から保険料額(e)を算出する際に控除するが、**システム上、激変緩和後の納付金額(d')**の算出も可能。



各保険料が一定割合を超過しない場合には、激変緩和措置の対象にならない

激変緩和の丈比べ計算(納付金額(d)ベースで行う場合)(案)

○ 国保運営方針により、激変緩和の丈比べを「納付金額(d)」ベースで行う場合には、以下の方法による。

(医療分)

納付金算定	平成28年度市町村保険料決算額	数値
+療養給付費(一般分) +療養費支給額(一般分) +移送費支給額(一般分) +高額療養費支給額(一般分) +高額介護合算療養費支給額(一般分)	+療養給付費(一般分) +療養費支給額(一般分) +移送費支給額(一般分) +高額療養費支給額(一般分) +高額介護合算療養費支給額(一般分)	年報
(A) 保険給付費(一般分)	(a) 保険給付費(一般分)	
-前期高齢者交付金(前々年度精算分含む) +前期高齢者納付金等(事務費拠出金含む、前々年度精算分含む) -退職者前期調整額	-前期高齢者交付金(精算後直近過去3年平均(P)) +前期高齢者納付金等(事務費拠出金含む、精算後直近過去3年平均(P)) -退職者前期調整額	年報 年報 療給
(A') 前期調整後保険給付費	(a') 前期調整後保険給付費	
-療養給付費等負担金(地方単独事業の減額調整後) -国・普通調整交付金 -国・特別調整交付金(市町村向け除く) ※1 -都道府県繰入金(市町村向け除く、1号分) -高額医療費負担金(国及び都道府県による負担金) -特別高額医療費共同事業交付金 -特別高額医療費共同事業負担金 -過年度調整(納付金の過多) ※1 -保険者努力支援制度(市町村向けを除く) ※1 +特別高額医療費共同事業拠出金 -財政安定化基金積立金(都道府県全体の返済分・補填分) ※1 +都道府県の事務費・委託費 ※1 -激変緩和用の特例基金(取崩分)	-療養給付費等負担金(地方単独事業の減額調整後) -国・普通調整交付金 -国・特別調整交付金(市町村向け除く)【対象なし】 -都道府県繰入金(市町村向け除く、1号分) -高額医療費負担金(国及び都道府県による負担金) 【国保中央会と国保連合会間で実施】 【国保中央会と国保連合会間で実施】 -過年度調整(納付金の過多)【対象なし】 -保険者努力支援制度(市町村向けを除く)【対象なし】 【高額医療費共同事業拠出金の中から国保連合会が国保中央会に拠出】 -財政安定化基金積立金(都道府県全体の返済分・補填分)【対象なし】 +都道府県の事務費・委託費【対象なし】 【都道府県繰入金1号分に加算】 -超高額医療費共同事業精算金(還付) ※2 +高額医療費共同事業拠出金 ※2 -高額医療費共同事業交付金 ※2 +保険財政共同安定化事業拠出金 ※2 -保険財政共同安定化事業交付金 ※2 -都道府県調整交付金(保険財政共同安定化事業激変緩和分) ※2	年報 年報 県 年報 国保連 年報 年報 年報 県
(B) 保険料収納必要総額	(b) 保険料収納必要額	

激変緩和の丈比べ計算(納付金額(d)ベースで行う場合)(案)

納付金算定	平成28年度市町村保険料決算額	数値
(前頁続き)	(前頁続き)	(前頁続き)
(B) 保険料収納必要総額	(b) 保険料収納必要額	
+ 高額医療費負担金(国分・都道府県分) + 特別高額医療費共同事業負担金 - 地方単独事業の減額調整分 - (前々年度概算前期交付金 - 前々年度確定前期交付金) - 調整金額 + (前々年度概算前期納付金 - 前々年度確定前期納付金) + 調整金額 - 財政安定化支援事業(年齢構成差分)	+ 高額医療費負担金(国分・都道府県分) + 超高額医療費共同事業精算金(還付) ※2 【保険料収納必要額算定時に療養給付負担金減額調整により反映済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	年報 国保連
(C) 納付金算定基礎額	—	
納付金配分方式(2・3・4方式)に基づき、 α (高額医療費共同負担調整等) $\times \beta \times \gamma$	—	
(c) 各市町村の納付金基礎額	(c) 各市町村の保険収納必要額(納付金基礎額ベース)	
- 高額医療費負担金(直近過去3年平均 \times 調整係数) - 特別高額医療費共同事業負担金(直近過去3年平均 \times 調整係数) + (前々年度概算前期交付金 - 前々年度確定前期交付金) + 調整金額 - (前々年度概算前期納付金 - 前々年度確定前期納付金) - 調整金額 + 地方単独事業の減額調整分 + 審査支払手数料 + 財政安定化支援事業(年齢構成差分)	- 高額医療費負担金 - 超高額医療費共同事業精算金 ※2 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額算定時に療養給付負担金減額調整により反映済み】 + 審査支払手数料	年報 国保連 年報 年報 県
(d) 各市町村の納付金(医療分、一般分)	(d) 各市町村の保険料決算額(医療分、一般分、納付金ベース)	



※1 平成29年度の納付金算定においては、対象なし。

※2 平成29年度までの制度。

※3 激変緩和の丈比べにおいては、(d) 各市町村の保険料決算額(医療分、一般分、納付金ベース)及び(d) 各市町村の納付金(医療分、一般分)の算出時に財政安定化基金積立金(各市町村の返済分・補填分)及び広域化等支援基金(各市町村の返済分)を加算しない。

激変緩和の丈比べ計算(納付金額(d)ベースで行う場合)(案)

(後期高齢者支援金等分・病床転換支援金等分)

納付金算定	平成28年度市町村後期高齢者支援金等決算額	数値
+後期高齢者支援金等(事務費拠出金、前々年度精算分含む、一般分・退職分) +病床転換支援金等(事務費拠出金、前々年度精算分含む、一般分・退職分)	+後期高齢者支援金等(事務費拠出金含む、精算後、一般分・退職分) +病床転換支援金等(事務費拠出金含む、精算後、一般分・退職分)	年報
(A)後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分・退職分)	(a)後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分・退職分)	
-後期高齢者支援金(退職分) -病床転換支援金(退職分)	-後期高齢者支援金(退職分) -病床転換支援金(退職分)	療給
(A')後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分)	(a')後期高齢者支援金等(病床転換支援金等含む、一般分)	
-後期高齢者支援金等負担金(病床転換支援金負担金含む、事務費除く) -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金(市町村向け除く、1号分)	-後期高齢者支援金等負担金(病床転換支援金負担金含む、事務費除く) -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金(市町村向け除く、1号分)	年報 年報 県
(B)保険料収納必要総額	(b)保険料収納必要額	
-(前々年度概算後期支援金-前々年度確定後期支援金)-調整金額 -(前々年度概算病床転換支援金-前々年度確定病床転換金) -調整金額	【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	
(C)納付金算定基礎額	-	
納付金配分方式(2・3・4方式)に基づき、 $\beta \times \gamma$	-	
(c)各市町村の納付金基礎額	(c)各市町村の保険料収納必要額(納付金基礎額ベース) = (b)	
+(前々年度概算後期支援金-前々年度確定後期支援金)+調整金額 +(前々年度概算病床転換支援金-前々年度確定病床転換支援金) +調整金額	【保険料収納必要額の算定時に精算済み】 【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	
(d)各市町村の後期高齢者支援金分(病床転換支援金分含む、一般分)	(d)各市町村の後期高齢者支援金等決算額(病床転換支援金分含む、一般分)	



激変緩和の丈比べ計算(納付金額(d)ベースで行う場合)(案)

(介護納付金分)

納付金算定	平成28年度市町村介護納付金決算額	数値
+介護納付金(前々年度精算分含む、一般分・退職分)	+介護納付金(精算後、一般分・退職分)	年報
(A)介護納付金(一般分・退職分)	(a)介護納付金(一般分・退職分)	
-介護納付金負担金 -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金(市町村向け除く、1号分)	-介護納付金負担金 -国・普通調整交付金 -都道府県繰入金(市町村向け除く、1号分)	年報 年報 県
(B)保険料収納必要総額	(b)保険料収納必要額	
—	—	
(C)納付金算定基礎額 = (B)	—	
納付金配分方式(2・3・4方式)に基づき、 $\beta \times \gamma$	—	
(c)各市町村の納付金基礎額	(c)各市町村の保険料収納必要額(納付金基礎額ベース) = (b)	
+ (前々年度概算介護納付金 - 前々年度確定介護納付金) + 調整金額	【保険料収納必要額の算定時に精算済み】	
(d)各市町村の介護納付金分(一般分・退職分)	(d)各市町村の介護納付金決算額(一般分・退職分)	

